

## 在外公館に勤務する外務公務員の取扱いについて

### 【背景】

- 昨年の事案を受けて、法定雇用率（2.5%）未達成の28府省では、本年末までに合計4,075.5人を採用予定とする計画に基づき障害者雇用に取り組んできた。
- 外務省においても、本年末までに146.0人を採用予定とする計画を立てた上で、オフィス・サポート・チーム（O S T）の設置等により、雇用の質を確保しながら採用を進め、職域（活躍領域）拡大の可能性を追求してきたが、在外勤務の特殊性から、在外公館に勤務する外務公務員も含め一律に雇用義務を果たすことは困難であることが明らかになった。

※在外公館（政府代表部を除く。）に勤務する職員は外務省職員（6,476人）の約半数（3,196人）。  
（令和元年11月15日時点）

※平成30年6月1日現在の障害者雇用者数：22.0人（注：その後定年退職により19人に減少）  
→ 令和元年末の障害者雇用者数見込：107人、不足数見込：54人（年末までの採用見込：合計88人）

### 【除外職員制度と要件の該当性について】

- 障害者雇用促進法では、国及び地方公共団体の職員のうち、その職務の特殊性を踏まえると法定雇用率を一律に適用することが困難とされる「除外職員」※を施行令の別表に規定している。

※ 雇用率算定に当たり、職員に含めない。

- 在外公館に勤務する外務公務員についても、除外職員の要件に該当することが確認されたため、施行令改正を検討する。

### 【外務省における今後の取組】

- 外務省では、今後5年間（令和6年末まで）のロードマップとして、在外公館を雇用率の算定基礎に含めても法定雇用率を達成できる雇用数を目指し、先進国の在外公館を中心に、障害者の積極的かつ段階的な配置に向けた取組を進める方針。

### 【以上を踏まえた対応方針（案）】

- 令和6年末までの間の措置として、施行令の本則ではなく附則において、在外公館（政府代表部を除く。）に勤務する外務公務員を除外職員に追加する改正を行うこととする。

# 除外職員の要件とその該当性、改正内容について

## 除外職員（政令別表に規定）の要件とその該当性

要件 1 : 同種の職種が民間にない。

要件 2 : 国民の生命の保護とともに、公共の秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員。

具体的には、法令上特別の権限が与えられ、その権限の行使について危険性が存在することが法令上明らかである職員。

- 国内法令・条約において、海外における邦人の生命・身体の保護をはじめとする領事業務等を実施する権限が規定。
- 緊急事態発生時、全館体制で、国を代表して相手国政府との交渉（強制力の行使（例：邦人の生命・身体を脅かそうとする者の強制的排除）の要請等）、在外公館における一時保護等により、邦人保護を実現。
- 対応いかんにより、邦人の生命・身体に危険が及ぶ。（「最後の砦」としての機能）

注) 在外公館に勤務する職員を一律に除外職員とするのではなく、政府代表部に勤務する外務公務員(230人:令和元年11月15日時点)は、国際機関関係事務の処理を主たる任務とし、邦人保護等の業務を実態として行っていないことから除外職員に含めないこととする。

## 現行の除外職員の規定（政令別表）

- 一 警察官
  - 二 次に掲げる職員
    - イ 皇宮護衛官
    - ロ 自衛官、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生（防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十六条第一項第三号の教育訓練を受けている者を除く。）並びに陸上自衛隊高等工科学校の生徒
  - 八 刑務官及び入国警備官
  - ニ 密輸出入の取締りを職務とする者
  - ホ 麻薬取締官及び麻薬取締員
  - ヘ 海上保安官、海上保安官補並びに海上保安大学校及び海上保安学校の学生及び生徒
  - ト 消防吏員及び消防団員
- 三 前二号に掲げる者に準ずる者であつて、労働政策審議会の意見を聴いて厚生労働大臣が指定するもの

政令の附則において、令和6年末までの間の措置として、「子 在外公館（政府代表部を除く。）に勤務する外務公務員」を追加する。